隆まいあみ希

メール:sougousenryaku@gmail.com

ホームページ: 海野隆 阿見町で検索 VOL1-10

平成25年9月議会報告



- ■平成25年9月議会は、27日に議 決を行い、各会計補正予算・町税条例 の改正等すべての議案を可決、平成2 4年度の一般会計決算・各特別会計決 算を認定、B型肝炎・C型肝炎患者の 救済に関する請願、教育予算の拡充を 求める請願を採択、それぞれの意見書 を関係先に送付しました。また道州制 導入に断固反対する意見書が採択され ました。
- ■議員提出議案として「議会の議決に付すべ き契約及び財産の取得又は処分に関する条例 の改正」を全会一致で議決しました。これま で阿見町では工事又は製造の請負契約は1億 円以上について議決を必要としましたが、そ の金額を5千万円以上にするものです。

阿見町を除く県内のすべての町村では5千 万円となっていますが、阿見町だけ1億円と

なっていました。高額な契約案件を慎重に行 い議会の関与を高めるためのものです。執行 部に改正の意思がなかったため議会が改正を 提案しました。

■「道州制導入断固反対の意見書」について は、私は道州制導入に賛成の立場でしたので 意見書提出に反対しました。この意見書につ いては全国町村議会議長会から要請がありま した。

明治維新以来、日本は強力な中央集権を推 進していくことで先進国の仲間入りを果たし てきました。そうした国のかたちは地方から 自主性を奪い、あらゆることに中央が口をは さむということになりました。地方が自立し 分権を進めるためにも、国の仕事と地方の仕 事の役割分担をする必要があります。その第 一歩が地方主権型道州制の導入です。私が所 属する「みんなの党」は地域主権型道州制の 導入を主要な政策の一つにしています。

■今議会の一般質問のやり取りの概要 は以下の通りです。

海野/子ども被災者支援法基本方針の 対象地域に指定されるよう働きかける 意思はありますか

町長/県市長会及び県町村会で前回と 同様の要望書を提出する予定です

海野:子ども被災者支援法は、平成24年6 月21日に、国会内のすべての党派が共同で 提案し成立しました。原発事故にともなう 様々な困難・不安を解決すると期待されなが ら、具体的な内容を定める「基本方針」がな かなか定まりませんでしたが、やっと去る8 月30日に復興庁から基本方針案が示され、 9月13日を期限としてパブリックコメント が実施されています。対象地域として指定されるよう働きかける意思はありますか。

町長:平成25年2月に県市長会及び県町村会から「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく支援対象地域の指定を求める要望書を県内市町村の総意として国に提出しています。今回の復興庁の意見募集では前回と同様の要望書を提出する予定です。

海野:市町村会を待っていたら期限に間に合わなかったのではないのですか。また、県内市町村はそれぞれ放射能の状況も、除染の方針も大きく異なります。取手市や牛久市、守谷市、土浦市では住宅を除染する方針に対して、天田町長は住宅はもちろん公園のホットスポットも除染を行う意思はありません。阿見町の後ろ向きな除染方針が、合意を難しくしているのではないですか。

生活産業部次長:つくば市や土浦市、また稲敷地方6市町村放射能対策協議会とも連絡を取ってきましたが、除染計画もそれぞれ異なりまとまらなかったという経過があります。 最終的に常総広域組合を構成する各市は独自でパブコメを出すということになったようです。

海野:子ども被災者支援法は2つの基本的構成で成り立っています。第1は「低線量被ばくの健康影響は現段階で科学的に分からないこと。」、第2に「したがって予防原則に基づいて対策を取ること」、です。阿見町は露地栽培の原木しいたけ、タケノコがいまだに出荷制限になっています。この部分も含めて積極的に除染に取り組むという方針を改めて表明するべきではないでしょうか。

プレミアム付き商品券事業の復活

■今回の補正予算で、商工会が行うプレミアム付き商品券事業補助が復活しました。

私は予算を審議する3月議会で、「全国の地域 経済活性化の施策を見ても、近隣の自治体の 動向を見ても、同様なプレミアム付き商品券 の発行は工夫を重ねながら地域経済の活性化 につなげようと努力している。充分な波及効果の検証もなく政策を止めてしまうというのは余りにも乱暴だと言わざるを得ない。」と町にプレミアム付き商品券事業への補助を復活するよう再考を促し、予算にも反対しました。

今回、復活できたのは、商工会や消費者など この事業を改善しながら育てていこうとする すべての関係者の努力の成果です。



■お得な商品券を購入して地元の商工業者でお買い物をしましょう。阿見町を元気にしましょう。

●地域や家庭での日常生活上の問題や法律に 関わる問題などに遭遇して解決できずに悩ん でいる方の相談に応じます。予約が必要です。

予約は、090-1548-5294

●夫婦・親子、結婚・ 離婚、相続・遺言、土 地・家屋の売買や賃借、 金銭貸借(クレジット・サラ金)、中小企 業の経営問題、労務な どについて弁護士が 相談に応じます。●交



通事故の示談交渉や医療事故、損害賠償請求、 名誉棄損など人権問題なども弁護士法人フェ ニックスの弁護士が相談に応じます。

●町でも弁護士による法律相談を行っていますので消費生活センターへご相談下さい。

議会への要望や意見をお寄せ下さ い。ブログもご覧ください。